

## ハラスメントについて

大学には学生や教員、職員等多くの人々がいます。そして人と人との関係には、どうしても立場の強弱がともないます。ハラスメントとは、年齢や性別、地位等々において強い立場の者が弱い立場の者に、その意に反する言動を行い、不快感や不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすることです。それは人権侵害行為であって、人権を守るべき大学では許されないことです。

本学にはハラスメント防止委員会があり、相談員が秘密厳守で相談に応じます。相談員については提示いたします。

- 相談窓口：学生課

## 服装

大学生として品位を保つように心がけること。

※サンダル登校禁止

## 学生生活で特に留意すべきこと

### ①集会

課外活動等により学内で集会を持つときは、所定の用紙に記入し、1週間前に学生課へ届けてください(教室使用願い)。学外で課外活動をするときは、所定の用紙に記入し、2週間前に学生課へ届けてください(文化会参加・開催願い)。

### ②学内掲示・立看板等

学内掲示、立看板等を使用するときは、団体、個人を問わず学生課で手続きをしてください。必ず責任者名を記入し、学生課の許可を受けてください。

### ③出版物・印刷物の配布

学生課に配布物を届け出、許可を得て、配布場所の指定を受けてください。

なお、学生の皆さんが本学構内や施設に掲示(ポスター、ビラなど)をしようとするときは、学生課の承認(許可印)を得ることが必要です。

## 周辺医療機関

総合病院	県立中央病院	東造道 2-1-1	017-726-8111
	青森市民病院	勝田 1-14-20	017-734-2171
	協立病院	東大野 2-1-10	017-762-5500
	浪打病院	合浦 2-11-24	017-741-4341
内科	ファミリークリニック	幸畑字松元 20-5	017-728-7000
	木村クリニック	浜田豊田 386	017-774-1811
	成田あつしクリニック	浪館前田 3-22-8	017-761-7215
整形外科	いわさき整形外科クリニック	南佃 2-8-1	017-763-5557
	さくらだ整形外科	平新田字森越 23-4(小巾亭そば)	017-737-3000
	ひがし整形外科	浜館 3-3-27	017-741-4154
	佐藤整形外科リウマチ科クリニック	奥野 1-5-8(市民病院近く)	017-721-3755

耳鼻科	ふくし耳鼻科	松原 3-12-15	017-734-1187
	たにた耳鼻科	古川 1-21-18	017-774-8733
眼科	みずたに眼科	東大野 1-4-1	017-752-0226
	山上きよし眼科	松原 3-9-52	017-721-1160
	青森眼科皮膚科クリニック(伊藤眼科)	東造道 1-4-3	017-736-8111
心療内科	青葉こころのクリニック	青葉 1-2-28	017-762-5560
	クリニックこころの森	東大野 1-21-10	017-729-1556
呼吸器	盛ハートクリニック	奥野 1-1-9	017-777-1810
泌尿器科	福土泌尿器科	金沢 3-31-10	017-739-3633
	菅原泌尿器科	松原 3-3-20	017-777-5000
皮膚科	三上皮膚科	桜川 4-22-14	017-741-5551
	ヤマモト皮膚科	橋本 2-8-10	017-776-5501
	緑医院(皮膚科専門医)	緑 1-19-6(サンロード北通り)	017-735-5551
歯科	せき歯科クリニック	幸畑 1-22-10	017-738-8148
保健所	元気プラザ	佃 2-19-13	017-765-5280
119	救急紹介専用(消防) 救急医療情報		017-722-2211 017-734-3999
東京キャンパス 学校医	清新北診療所	東京都江戸川区清新町 1-4-1 清新北ハイツ住宅 4-1 1階	03-3878-3001

## 国民年金

### 20歳以上の学生の国民年金への加入について

国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第86号)の施工に伴い、20歳以上の学生は、平成3年4月1日から国民年金の第1号被保険者(当然加入)として適用を受けることとなりました。

当然加入の趣旨およびその手続き等については以下のとおりです。

#### ①制度改正の主旨

20歳前後で障害となった者については、全員20歳から障害基礎年金が保証されているところですが、学生については、20歳以後在学中に障害者となった場合、国民年金に任意加入していない限り障害基礎年金が支給されず無年金となっていました。また、基礎年金制度は、原則として20歳から60歳までの40年間加入することを前提に満額の老齢基礎年金を支給することとされていますが、学生は任意加入とされていたため、20歳以上の在学期間中に、国民年金に加入していなかった者については、卒業後年金制度に加入しても満額の老齢基礎年金が受けられませんでした。

このため、平成元年12月に国民年金法が改正され、平成3年4月1日から、20歳以上の学生も全て国民年金に当然加入することとなりました。

#### ②学生の国民年金への加入について

学生は国民年金の第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に、住民票を登録している市区町村長に「国民年金被保険者資格取得届」を届出ることにより、国民年金の加入手続きを行うこととなります。

学生が国民年金の第1号被保険者の資格取得する日は、20歳の誕生日の前日となります。

#### ③保険料の納付方法

国民年金の保険料は定額で、月額16,490円(平成29年度)となっており、日本年金機構が被保険者本人あてに発行する納付案内書などによって納めることとなります。

なお、金融機関の口座から自動的に保険料を納付することができる口座振替制度も利用できます。